

意見書案第 1 号

原子力発電所再稼働時の安全確保と再生可能エネルギー政策の 充実拡大を求める意見書

東北地方太平洋沖地震に起因した東日本大震災では、1 万 9 千人を超す死者・行方不明者を出し、全国で約 33 万人もの人々が避難生活等を余儀なくされるという、非常に甚大な被害が発生している。更に、福島第一原子力発電所の事故は、発生から 1 年が経過したが依然として収束のめどが立たず、極めて深刻な事態となっている。

また、福島第一原子力発電所の事故は、大量の放射線・放射性物質を放出する重大な事態となり、立ち入りが制限される「警戒区域」の設定や、住民の被爆、更には農作物を始めとして周辺環境へも大変な被害を及ぼすものとなっている。

このようななか、2 月 20 日には関西電力高浜原子力発電所第 3 号機が定期検査のため原子炉が停止し、福井県原発がすべて停止した。停止している原発のなかには、「美浜発電所」や「敦賀発電所」などが含まれており、これらは本市と近接し、市民にはそれらの安全性や老朽化などについて非常に強い不安が広がっている。

電力供給会社は、原子力発電の運転停止等による電力供給不足を回避するため企業や家庭に節電を訴えているなか、県内のある企業では年間使用電気量の 3 分の 1 程度を賄う太陽光発電が可能な太陽光発電パネルを設置し、運転を開始したところもあり、企業における再生可能エネルギーの利活用の機運が高まっていると思われる。

よって、国におかれては安心して安全な国民生活の確保に向けて、早急に次のとおり取り組まれるよう強く要請する。

記

1. 国は、事業者とともに総力を挙げて、一刻も早く福島第一原子力発電所の事故の収束を図ること。
2. 福島第一原子力発電所の事故を受け早急に現行の安全基準の見直しを行い、今後の原子力発電所の再稼働を検討する場合は新たな安全基準で行うこと。
3. 原子力行政における立地及び隣接、隣々接地域の権限の見直しを行うこと。
4. 早急にエネルギー政策の見直しを行い、期限を定め原子力発電から再生可能エネルギーへ抜本的なエネルギー政策の転換を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 4 年 3 月 2 2 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（原子力行政） 宛

長浜市議会議長